

## 研修における感染症対策の基本方針

- ① 感染症対策のため、受講生の皆様が安全に、安心して受講ができるように、次の点を正しく理解し、ルールをお守りください。ルールを守れない方は、受講することができません。
- ② 詳細につきましては、試験合格者へ通知される書類を必ず熟読いただいたうえでご参加ください。
- ③ 一人でも感染者が発生した場合、講師を含めた全員が「濃厚接触者」として一定期間隔離される可能性があります。その段階で研修は継続が困難となりますので、ご自身の行動に責任をもって参加してください。
- ④ 感染状況に応じて、研修生全員に PCR 検査（または抗原検査）の指示とその結果の提出を求められる場合があります。

### 事務局の対応

- ・ 研修中は、事務局職員・講師の全員がマスクの着用を徹底します。
- ・ スタッフ、研修生の検温を毎日実施し、事務局が取りまとめを行います。
- ・ アルコール消毒薬を設置し、出入りの際は手指消毒を徹底します。
- ・ 資料・筆記試験問題等の配布、回収にあたってはゴム手袋を着用し用紙に直接触れないようにし、適宜、交換します。
- ・ 座席の配置については、受講者同士のソーシャルディスタンスを確保いたします。
- ・ 研修会場は定期的にドアや窓を開放し、換気扇による送風又は冷房・換気運転により空気の入替を行います。

### 受講できないケース(以下に該当する場合は受講することはできません)

- ① 研修 3 日前から自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱があった場合（あるいは平熱より 1 度以上高温の場合）
- ② 研修参加前の段階で実施予定の『抗原検査（キットの送付）』において『陽性』反応が出た場合
- ③ 発熱をしていない状態でも、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚障害、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状や心身の不調を感じる場合
- ④ 同居家族に感染者が発生した場合
- ⑤ 感染者の濃厚接触者として自宅待機の指示を受けている場合
- ⑥ 過去 14 日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航履歴がある場合、もしくは該当者との濃厚接触がある場合

（参考：「【210607 改定】民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」による）

注 1. 研修時の状況等により変更になる場合があります。

注 2. 「抗原検査」の実施に関しては、研修時の状況等により変更になる場合があります。

**上記ルールを守れない方は、研修を受講することができませんので注意してください。**